

③ プロ投資家とは i. 定義



プロ投資者とか特定投資家って何ですか？

プロの投資者(特定投資家)とは、国、金融機関、大会社やプロ宣言した取引経験がありかつお金をもっている人のことです。



- 金融商品取引法では、「特定投資家」が定義されており、施行令、定義府令等でプロ・アマに関する細則が定められています。
- 金融商品取引法第2条31項において「特定投資家」を以下の様に定義しています。
 - 一 適格機関投資家
 - 二 国
 - 三 日本銀行
 - 四 投資者保護基金その他内閣府令で定める法人

ii. 適格機関投資家とは（1/4）



特定投資家の内、
一の「適格機関
投資家」と四の
「法人」って何で
すか？

まず、一の適格機
関投資家とは、有
価証券等の専門家
として、十分な知識
と経験のある投資
家のことです。



- 金融商品取引法第2条3項において「適格機関投資家」を以下の様に定義しています。
適格機関投資家とは、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有するものとして内閣府令で定める者をいう。
- 内閣府令（「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」（以下、定義府令））で定める者とは、定義府令10条で以下の範囲となっています。
 - (1) 第一種金融商品取引業（有価証券関連業務に該当するものに限る）を行う金融商品取引業者
 - (2) 投資運用業を行う金融商品取引業者

ii . 適格機関投資家とは (2/4)

- (3)投資法人(いわゆる会社型投信)
- (4)外国投資法人
- (5)銀行
- (6)保険会社
- (7)外国保険会社等
- (8)信用金庫、信用金庫連合会
- (9)労働金庫、労働金庫連合会
- (10)農林中央金庫
- (11)商工組合中央金庫
- (12)信用協同組合のうち金融庁長官に届出を行った者
- (13)信用協同組合連合会
- (14)業として預金・貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会・共済水産業協同組合連合会

- (15)(日本郵政公社法の定める)郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理・運用をする者
- (16)財政融資資金の管理・運用をする者
- (17)年金積立金管理運用独立行政法人
- (18)国際協力銀行
- (19)日本政策投資銀行
- (20)業として預金・貯金の受入れをすることができる農業協同組合・漁業協同組合連合会
- (21)短資会社で有価証券の売買等に係る登録を受けた者
- (22)いわゆるベンチャー・キャピタル会社等で、資本金が5億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者
- (23)投資事業有限責任組合

ii. 適格機関投資家とは (3/4)

- (24) 厚生年金基金・企業年金基金で、直近の貸借対照表上において純資産が100億円以上あるものとして金融庁長官に届出を行った者
- (25) 企業年金連合会
- (26) 民間都市開発推進機構
- (27) 信託会社(管理型信託会社を除く)のうち金融庁長官に届出を行った者
- (28) 外国信託会社(外国管理型信託会社を除く)のうち金融庁長官に届出を行った者
- (29) 直近の有価証券残高が10億円以上である法人のうち金融庁長官に届出を行った者

- (30) 次の全ての要件を満たす個人のうち金融庁長官に届出を行った者
 - ① 直近の有価証券残高が10億円以上であること
 - ② 金融商品取引業者に有価証券取引を行う口座を開設した日から起算して1年を経過していること
- (31) 組合の業務執行組合員等である法人・個人で、次の全ての要件を満たす者のうち、金融庁長官に届出を行った者
 - ① 組合等の有価証券残高が10億円以上であること
 - ② 他の全ての組合員等の同意を得ていること

ii. 適格機関投資家とは（4/4）

(32)外国の法令等に準拠して外国において次に掲げる業を行う者で、資本金等が一定額以上である者のうち金融庁長官に届出を行った者

①第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る)

②投資運用業

③銀行

④保険業

⑤信託業(管理型信託業以外のものに限る)

(33)外国の政府・政府機関・地方公共団体・中央銀行などのうち金融庁長官に届出を行った者



まあ、証券会社・銀行・信託銀行・保険会社と思っていて下さい。



iii. 投資家保護基金その他 内閣府令で定める法人とは



そうしておきます。。。
で、四のなんとか法人って何ですか？

投資者保護基金その他内閣府令で定める法人ですね。地方公共団体、上場会社、会社法上の大会社とってください。



- 投資者保護基金その他内閣府令で定める法人とは、定義府令23条で以下の様に指定されています。
 - イ. 地方公共団体
 - ロ. 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人
 - ハ. 投資者保護基金
 - ニ. 預金保険機構
 - ホ. 農水産業協同組合貯金保険機構
 - ヘ. 保険契約者保護機構
 - ト. 資産流動化法上の特定目的会社
 - チ. 上場株券の発行会社(上場会社)
 - リ. 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金5億円以上と見込まれる株式会社
 - ヌ. 金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人
 - ル. 外国会社

iv. プロ投資家とアマ投資家の区分目的



基本的に「特定投資家」をプロ投資家と言い、それ以外をアマ投資家「一般投資家」と言います。



- プロ投資家とアマ投資家を区分するのは、区分に応じて規制内容を柔軟に変化させるためです。
 - ・ プロ投資家向け
 - ・ 取引コストの削減・取引の円滑化を優先させ規制を緩やかにする
 - ・ アマ投資向け
 - ・ 投資者保護のために様々な規制を設ける

v. プロ投資家とアマ投資家の区分



確か前に、プロ宣言した取引経験があるお金持ちの人もプロ投資家って教えてもらった気がするんですが？

よく覚えてました。特定投資家にはアマになれる特定投資家があり、一般投資家にはプロになれる一般投資家の区分があるんです。



特定投資家 (プロ)	必ずプロ	①適格機関投資家 ②国 ③日本銀行
	アマになれる	④投資者保護基金その他の内閣府令で定めた法人
一般投資家 (アマ)	プロになれる	⑤中小法人等(上記①～④に該当しないの法人) ⑥一定の要件を満たす個人(上記①に該当する者を除く)
	必ずアマ	⑦一般の個人(上記①⑥に該当しない個人)

vi. プロ投資家になれる個人とは




⑥のプロになれる個人の一
定の要件って何ですか？

気になりますよね。
1年以上の投資の
経験があって3億円
以上の資産をもっ
ているお金持ちさん
です。

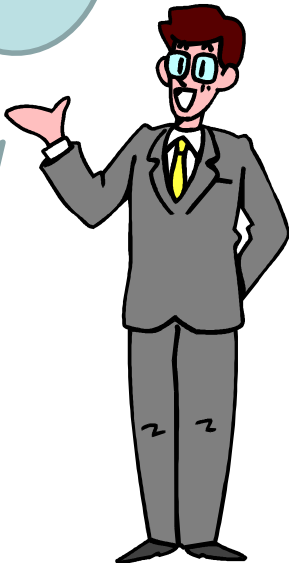


- 金融庁商品取引法34条の4第1項、金融商品取引業等府令61、62条で以下の様に定義されています。
 - ①知識、経験、財産の状況かに照らして特定投資家(プロ)に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する個人
 - 一取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の純資産額が3億円以上と見込まれること
 - 一取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の投資資産の合計額が3億円以上と見込まれること
 - 一最初にその種類の契約を締結してから一年以上経過していること
 - ②匿名組合契約を締結した営業者である個人

vii. プロ投資家に対する規制



プロ投資家とアマ投資家ではその区分に応じて規制内容が違うということでしたがどう違うんですか？



プロ投資家には、アマ投資家を守るための規制を一部適用せずに、より自由な取引ができるようにしている点です。

- プロ投資家に対して適用されない主な行為規制は以下の通り
 - 広告の規制
 - 取引態様の事前明示義務
 - 書面交付義務
 - 不招請勧誘の禁止
 - 適合性の原則